

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA機関（B機関）における資格取得日に係る記録を昭和60年10月1日に、資格喪失日に係る記録を61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から61年4月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、B機関に勤務していた昭和60年10月1日から61年4月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、上記期間について、C職としてB機関に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B機関から提出された発令通知書（案）の写し（任命権者：D）により、申立人は、昭和60年10月1日から61年4月1日までの期間、非常勤のC職として同機関に勤務していたことが確認できる。

また、B機関に照会したところ、C職は厚生年金保険に加入していた旨及びC職の勤務形態は皆同様であった旨の回答が得られた。

さらに、申立期間当時、B機関の非常勤職員は、A機関（現在は、E機関）において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるため、E機関に照会したところ、当時、同機関では、B機関を含むF機関等に所属し、勤務条件が週3日以上もしくは月13日以上であった非常勤職員については、厚生年金保険に加入させていた旨の回答が得られた。

加えて、B機関において、申立期間に申立人とともに勤務した同僚一人及び申立人と入れ替わりに申立人の後任として勤務した同僚一人（いずれもC職）について、オンライン記録により確認したところ、A機関において厚生年金保険の被保険者資格を有していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、B機関に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B機関において、C職として申立人と同時期に勤務した同僚のオンライン記録（32万円）及び同じくC職として申立人の後任として勤務した同僚の同記録（32万円）から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、E機関は、不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年10月から61年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月1日に、資格喪失日に係る記録を44年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から44年9月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和43年10月1日から44年9月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社は夫の実家であり、昭和43年10月ごろに嫁いで間もなく従業員として働いていた。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、現在の事業主である申立人の義弟及び同僚の証言から推認できる。

また、現在の事業主である申立人の義弟は、「申立期間当時のA社における資料は残存していないものの、当時の同社の社会保険の取扱いは、パート・アルバイトの区別なく従業員全員を社会保険に加入させ、原則として従業員の給与から社会保険料を控除していたことから、当然、申立人も厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる。」と供述している。

さらに、申立期間当時、A社に勤務していた同僚10人のうち、存命中で連絡先が判明した6人に照会したところ、4人から回答が得られ、そのうち親族以外の1人は、「当時のA社の取扱いは、従業員全員について社会保険に加入させていたことから、当然、親族である申立人についても厚生年金保険に加入していたと思われる。」と供述している。

加えて、申立期間に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票

綴に、申立人が名前を挙げた同僚9人全員の原票が確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の申立期間における標準報酬月額の記録から判断すると、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年10月から44年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における資格喪失日は昭和20年10月4日であると認められることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、申立期間①の標準報酬月額を、70円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の上記訂正後のA社における資格喪失日に係る記録を昭和20年12月5日に訂正し、申立期間②に係る標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年2月5日から同年10月4日まで
② 昭和20年10月4日から同年12月5日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に在籍していた昭和20年2月5日から同年12月5日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。私は、昭和18年10月にA社B支店に入社し、応召期間を経て20年9月ごろに同社同支店に復帰し、22年9月に会社がなくなるまで、引き続き同社同支店に在籍していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、C自治体D課から発行された、申立人の履歴書から、申立人は、昭和18年11月1日に陸軍に召集され、数度の転属を経て20年10月4日に召集解除となったことが確認できるが、A社本社に係る被保険者名簿によると、申立人は、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、20年2月5日に被保険者資格を喪失している。

しかし、当該資格喪失日は陸軍に召集されていた期間であるため、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難いことから、申立人は、召集解除時点までは被保険者としての資格を有していたものと認められる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集または召集された期間について

は、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、履歴書の召集解除日である昭和 20 年 10 月 4 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A 社本社の被保険者名簿における昭和 20 年 1 月の申立人の標準報酬月額の記録が 7 等級となっていることから、70 円（7 等級）とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、現在の A 社に照会したところ、申立人は、昭和 19 年 6 月 1 日に当時の A 社本社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20 年 12 月 5 日に転勤のため資格を喪失している旨の回答が得られたことから、申立人は、申立期間②において、継続して A 社本社に勤務し、被保険者として取扱われていたと認められる。

また、申立人とほぼ同時期に A 社 B 支店において被保険者資格を取得し、それ以前に同社本社において資格記録がある者 12 人のうち、存命中で連絡先が判明した者 1 人に照会したところ、昭和 18 年 8 月から 20 年 9 月まで従軍し、復員後しばらくの自宅待機を経て、昭和 21 年 1 月に同社 B 支店において職場復帰した旨及び応召期間中は人事部付きとなり、同社本社において厚生年金保険に加入していた旨の証言が得られているとともに、上記 12 人の同僚のほとんどは、A 社における被保険者記録に空白期間は見られない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記 1 と同様、70 円（7 等級）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は前身会社の取扱いであるため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、昭和24年11月28日にA社B工場において被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年1月15日から同年11月28日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた昭和24年1月15日から同年11月28日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。昭和24年11月にA社B工場から同社本社に転勤したはずであり、その後も昭和61年に退職するまで、空白期間があるはずが無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社（A社から名称変更）から提出された退職者名簿により、申立人が昭和23年4月26日に同社に入社し、50年2月1日に退職したことが確認できるとともに、同社から提出された、厚生年金保険被保険者名簿と同一様式の書類により、申立人が同社B工場において23年5月2日に被保険者資格を取得し、24年11月28日に資格を喪失していることが確認できることから、同年1月15日に同社同工場において申立人が被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

また、申立期間である昭和24年及びその翌年の25年に、同社同工場から同社本社に異動した者には、異動前後に空白期間は見られない。

これらの事情を総合的に判断すると、A社B工場において申立人が昭和24年11月28日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る被保険者名簿における、申立人の昭和23年12月の標準報酬月額が6,000円であることから、6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から42年3月までの期間及び同年6月から44年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から42年3月まで
② 昭和42年6月から44年2月まで

昭和39年5月から42年3月までの期間については、父が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。また、昭和42年6月から44年2月までの期間については、A館内にあるB市役所支所において、住民届出及び婚姻届とともに加入手続を行い、保険料を納付していた。

このため、両申立期間の保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、*の国民手帳記号番号が払い出されたのは昭和40年3月20日以降であり、国民年金被保険者資格取得が39年*月*日、喪失が同年5月30日となっていることから、申立期間①の大半において、申立人の父に対して納付書が送付されていなかったと推認できる。

また、申立人は、申立人の父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手續に直接関与しておらず、申立人の父も既に他界しているため、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間①は35月に及んでおり、行政側の瑕疵^{かし}によって保険料納付記録が消失したとも考え難い。

2 申立人は、申立期間②について、厚生年金被保険者との婚姻による任意加

入期間であり、国民年金被保険者資格を有していないため、納付書が送付されなかったと推認できる。

また、申立人は、昭和 44 年 3 月 18 日に国民年金に任意加入しているが、この時点では、制度上、さかのぼって加入すること及び申立期間②の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間②の保険料を後からまとめて納付したことは無いと主張しており、事実、申立期間②の保険料について、過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間②について、国民年金の保険料を A 館内にある B 市役所支所において納付していたと主張しているが、同支所は、昭和 45 年 10 月 1 日に B 市役所が現在の所在地に移動したと同時に、開設されたことから、加入手続の状況の記憶が曖昧である。

3 両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 3 月 18 日に B 市で払い出されたものであり、それ以前において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、40 年 3 月 28 日付けの番号（取得：昭和 39 年 * 月 * 日、喪失：同年同月 30 日）のみであり、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から60年3月まで
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料が申請免除とされていた。

昭和58年8月*日に婚姻届を提出した際、A町役場(現在は、B市役所)において、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料については、妻が、毎月、夫婦二人分を納税組合の集金により納付しており、保険料免除の手続きを行った記憶は無い。

このため、申立期間について申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、申請免除の手続きを行っておらず、申立人の妻が、夫婦二人分の保険料を、その都度納付していたと主張しているが、オンライン記録により、申立人の妻は、申立期間の一部である婚姻(昭和58年8月*日)後の昭和58年10月から60年3月までの保険料について、申請免除の手続きを行い、そのうち59年4月から60年3月までの保険料を追納したことが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと言っており、事実、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、保険料の申請免除の手続きは、毎年度行うこととされているところ、申立期間は2か年に及んでおり、そのすべての期間において、行政側の^{かし}瑕疵により納付記録が申請免除とされたと考えるのは不自然である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から同年7月まで
ねんきん特別便を確認したところ、平成2年5月から同年7月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、平成2年5月16日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後、A市役所において、国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る保険料を納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成6年3月28日以降と考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録により、申立人については、平成6年4月4日に、申立期間に係る国民年金被保険者資格の記録が追加されていることが確認できることから、申立人は、2年5月当時には、国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認できる。

さらに、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成6年3月以降の時点では、特例納付制度は存在しないため、申立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1014

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から57年1月までの期間及び59年4月から61年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月から57年1月まで
② 昭和59年4月から61年4月まで

父が、A村（現在は、B市）において転入届を提出した際、役場の職員から国民年金に加入するよう言われ、私の国民年金の加入手続をしてくれた。

両申立期間の保険料については、私が外国に行っていた間、父が納付しており、後でその分を父に支払った。

このため、両申立期間の保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及び国民年金手帳記号番号払出状況から、申立人が平成元年12月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、C県D市からA村に転入した同年12月28日に、国民健康保険の被保険者資格取得と同時に、申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認できるが、この時点では、両申立期間の保険料については時効により納付することができない。

また、申立人は、申立人の父が、A村において転入届をした際、国民年金の加入手続を行い、その後、両申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父もすでに他界しており、両申立期間の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、両申立期間の保険料を、後からさかのぼってまとめて納付したことは無いと主張しており、事実、両申立期間の保険料が過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿、確定申

告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月及び同年12月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年9月
② 平成7年12月から8年3月まで

ねんきん特別便を確認したところ、平成7年9月及び同年12月から8年3月までの期間について、国民年金保険料の納付事実の確認ができなかった。

両申立期間の前後については、A職をしており、厚生年金保険被保険者資格を喪失するたびに、B町役場（現在は、C市役所）において国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。

このため、両申立期間について、保険料の納付事実の確認ができないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者資格を喪失後、その都度、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、両申立期間当時、申立人はB町（現在は、C市）に居住しており、B町役場が保管する受付処理簿により、申立人が国民年金の再加入手続を行ったのは、平成9年4月7日であることが確認でき、事実、申立人が保管する年金手帳により、同年3月28日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後に、両申立期間の国民年金被保険者資格がさかのぼって記載されていることが確認できることから、申立人は、両申立期間当時には、国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認できる。

また、申立人は、両申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、両申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかが

えず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 7 日から 56 年 3 月 7 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 49 年 3 月 7 日から 56 年 3 月 7 日までの期間のうち、54 年 3 月 7 日から 56 年 3 月 7 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和 56 年 3 月 7 日にA社を辞めた後、同年 4 月に職業訓練校に入学したはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所から提出された雇用保険被保険者資格取得届確認照会回答書及び支給台帳等により、申立人は、昭和 49 年 4 月 2 日にA社において雇用保険の被保険者資格を取得し、54 年 3 月 7 日に同社を退職していることが確認できるほか、申立期間のうち、同年 5 月 2 日から同年 10 月 22 日まで雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

また、B社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月 22 日から 55 年 8 月 28 日まで同社において厚生年金保険被保険者資格を有していることが確認できる上、上記の雇用保険被保険者資格取得届確認照会回答書から、申立人は、54 年 10 月 22 日から 55 年 8 月 28 日まで同社において雇用保険の被保険者資格を有していることが確認できる。

さらに、A社に照会したところ、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な回答は得られなかった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月から 31 年 12 月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 29 年 10 月から 31 年 12 月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、中学校を卒業し、数か月後に、父が勤務していたA社に入社し、B職として勤務した。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社にB職として勤務していたことは、同僚の証言から推認できる。

一方、申立期間に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、当時の申立人の年齢である 15 歳から 18 歳までの者のうち、加入記録がある者は確認できず、また、当時、同社に勤務していた同僚 34 人のうち、最も若く被保険者資格を取得した男性の同僚でも 19 歳であることが確認できる。

また、申立期間当時、A社に勤務していた同僚 34 人のうち、存命中で連絡先が判明した 9 人に照会したところ、回答が得られた 4 人のうち 1 人については、同社に係る被保険者名簿により、昭和 31 年 1 月 10 日に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、当該同僚は、「自分が記憶している勤務開始時期より、資格取得時期が 2 年数か月遅れている。」と供述していることから、当時、同社においては必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立期間当時のA社の代表取締役及び上記回答の得られた同僚4人のうち1人が名前を挙げた当時の会計担当者については、連絡先不明のため、照会できない。また、A社の後身会社であるC社は、「申立期間当時のA社に係る資料は残存せず、当時の状況について分かる者がいないため不明である。」と供述している。

加えて、A社に係る被保険者名簿に申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月 25 日から同年 11 月 4 日まで
② 昭和 57 年 10 月 25 日から 58 年 1 月 17 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 56 年 6 月 25 日から同年 11 月 4 日までの期間及びB社に勤務していた期間のうち、57 年 10 月 25 日から 58 年 1 月 17 日までの期間について加入記録が無かった旨の回答を受けた。

両申立期間当時、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していた記憶があるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が、同期間にA社に勤務していたことは、申立人が名前を挙げた同僚の証言により推認できる。

一方、A社に照会したところ、申立期間①当時の資料が残存していないため、申立人に係る当時の勤務状況等及び厚生年金保険の適用については確認することができない旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人に照会したところ、申立期間①当時、申立人及び自身は、歩合制の個人事業主扱いとして、A社に勤務していた旨の証言が得られるとともに、当該同僚については、申立期間①に係る同社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できないことから、当時、同社では、必ずしも従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立期間①当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した同僚3人に照会したものの、回答を得ることができなかった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間中、

申立人の名前は無く、健康保険整理番号にも欠番が無い。

また、労働局からは、申立期間①に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

- 2 申立期間②について、B社の現在の代表取締役等に照会したところ、当時、自身は同社に入社したばかりであり、申立人については不明である旨のほか、当時の資料が残存していないため、申立人に係る当時の勤務状況等及び厚生年金保険の適用については確認することができない旨の回答が得られた。

また、申立期間②当時の代表取締役等については、連絡先を特定することができないため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言を得ることができないほか、当時の社会保険担当者に照会したものの、回答を得ることができなかった。

さらに、申立期間②当時にB社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した同僚4人に照会したところ、2人から回答が得られたものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②中、申立人の名前は無く、健康保険整理番号にも欠番が無いことが確認できるとともに、労働局からも、B社においては、雇用保険の適用は無い旨の回答が得られた。

- 3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 9 日から 49 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 48 年 12 月 9 日から 49 年 5 月 28 日までの期間のうち、48 年 12 月 9 日から 49 年 4 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和 48 年 12 月 9 日から 49 年 5 月 28 日までの期間、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元取締役から、申立人が申立期間に同社に勤務していたとする旨の回答が得られたことから、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

一方、A社における申立人の雇用保険被保険者記録は、昭和 49 年 4 月 1 日から同年 5 月 27 日までの期間であり、厚生年金保険の記録と一致している。

また、A社の元取締役からは、同社は昭和 61 年ころに倒産し、関連資料は残存していないが、申立期間当時、同社では、入社後 3 か月ないし 6 か月くらいの試用期間があり、入社当初は社会保険に加入させていなかった旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた 2 人を含む 7 人の同僚に照会したところ、5 人から回答が得られ、そのうちの 2 人から見習期間が 3 か月あった旨の証言が得られた。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、上記同僚 2 人の被保険者資格取得時期が、自身が記憶している入社時期より 3 か月後であることが確認できることから、当該事業所では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から32年4月1日まで
② 昭和32年10月1日から34年10月1日まで
③ 昭和35年4月1日から41年11月1日まで
④ 昭和42年2月1日から45年1月20日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和29年4月1日から32年4月1日までの期間、同年10月1日から34年10月1日までの期間、35年4月1日から41年11月1日までの期間及び42年2月1日から45年1月20日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社から健康保険証をもらい、給与から厚生年金保険料を引かれていた記憶もあるので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

各申立期間について、公共職業安定所に照会したところ、申立人は、昭和42年1月6日から44年9月5日までの期間、A社B町出張所において雇用保険被保険者資格を有していた旨の回答が得られたことから、申立人は、申立期間④の大半について、同社に勤務していたことは確認できる。

一方、申立人の各申立期間における勤務状況について、A社本社に照会したところ、社員として採用された者であれば社会保険に加入させていたが、昭和19年ごろから保管している人事記録等では、同社本社及び同社B町出張所の事務等を行っていた同社C支店（現在は、D支店）において、申立人に係る記録を確認することができない旨の回答が得られた。

また、各申立期間にA社に勤務していた者4人に照会したところ、4人全員が申立人について記憶していないと回答しているほか、当時、現場では親

方に相当する工長という者がおり、工長は同社の社員であったが、工長が雇った作業員は同社の社員ではなかった旨の証言が得られた。

さらに、上記証言の得られた4人のうちの1人からは、「総合建設業は、現場の作業員を正社員として雇わない。また、A社の社員で、入退社を繰り返すような人はいなかった。」旨の証言が得られ、また1人からは、作業員の中には自分がA社の社員だと思っている人がいた旨の証言が得られた。

加えて、申立人は、「A社に雇ってもらう時は、親方（工長）の所へ行って、雇ってもらった。」と主張しており、前述の証言を踏まえると、申立人は、各申立期間中、A社の正社員ではなかったものと認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無い。

このほか、申立人は自身が勤務していたとするA社の支店名やその当時の同僚について記憶していないとしている上、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 817

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月から 34 年 9 月 4 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ A 社に勤務していた昭和 29 年 9 月から 34 年 9 月 4 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、A 社において、運転手として配達の仕事をしていたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に A 社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

一方、申立期間当時の A 社の役員に照会したところ、i) 臨時雇用期間が 3 か月あり、以後の期間については、本人の申出により社会保険の加入の有無を決定していたと思う。ii) 当時の社会保険の加入の有無について、強制的に加入させるような取扱いはなかった。iii) 当時、社会保険に入っている者と入っていない者は半々ぐらいで、年配者は年金のことが頭にあり、入っている者が多かったが、若い者ほど保険料を控除されることを嫌って入らない者が多かった、旨の証言が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間に A 社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した 6 人に照会したところ、全員から回答が得られ、そのうちの 2 人からは、当時、社会保険に入らなければならないという認識はほとんどなく、社会保険に入っている者は少なかった旨のほか、手取額が少なくなるのを嫌って社会保険に入らない者もあり、特に若い者は入らなかった旨の証言が得られた。

さらに、申立期間当時の A 社の事業主及び社会保険事務担当者は、既に他界しており、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることができない。

このほか、給与明細書、源泉徴収票等保険料の控除を確認できる資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 30 日から 43 年 6 月 4 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、昭和 42 年 12 月 30 日から 43 年 6 月 4 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社が経営するスーパーにテナントで入っていたC社に勤務していたが、昭和 42 年 12 月 30 日に同社がスーパーから撤退する時に、A社の常務から引き続き店を続けてくれと頼まれて、同社に入社した。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所からは、A社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

また、B社に照会したところ、書類は昭和 48 年に現在の社名になってからのものしか保管していない上、申立人を知る者もないことから、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用については確認することができない旨の回答が得られた。

さらに、申立人は、C社がA社の経営するスーパーから撤退する時に、同社の常務から店を続けてくれと頼まれたので、同社に入社し、店を続けたと主張しているが、当該常務及び申立期間当時の事業主は既に他界していることから、申立人に係る当時の勤務状況等について証言を得ることができないほか、当時、同社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚 8 人からも、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることができなかった。

加えて、申立期間当時の社会保険の責任者（総務課長）に照会したところ、

申立人については記憶していない旨のほか、A社は、親会社がD社で、社会保険及び入社に関わる手続はきちんとやっていたとし、正式に社員を雇用する時は、必ず総務部を通して、稟議書を作成し、会社に伺いをたてていた旨の証言が得られた。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間を含む昭和42年10月16日から43年8月1日までの期間に、申立人が同年6月4日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことを除いて、同資格を取得した者がいないことが確認できる上、健康保険整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 6 日から 43 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店に勤務していた期間のうち、昭和 42 年 12 月 6 日から 43 年 10 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。
私は、入社してからA社B支店に継続して勤務しており、勤務期間中にいったん退職し、再度入社したようなことはないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社B支店に勤務していたことは、当時の同社同支店の同僚の証言から推認できる。

一方、A社本社から提出された「社会保険台帳」により、申立人が、昭和 32 年 10 月 25 日から 42 年 12 月 6 日まで内勤社員として厚生年金保険に加入し、同年 12 月 6 日に被保険者資格を一度喪失した後、43 年 10 月 1 日に優秀販売員として、再度被保険者資格を取得したことが確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険加入は確認できない。この点に関し、A社本社に照会したところ、申立期間当時、内勤社員及び一定の実績をあげた販売員を社会保険の対象としており、申立人についても、「社会保険台帳」の記載からすると、昭和 42 年 12 月 6 日に内勤社員から販売員に職種変更し、同時に社会保険資格を喪失し、43 年 10 月 1 日に社会保険対象者となる優秀販売員の基準を満たしたため、再度社会保険に加入したものと考えられる旨の回答が得られた。

また、同僚二人から、販売員になると社会保険が打ち切られ、販売実績により、社会保険に加入の可否があった旨の証言が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を給与から控除された事実を確認で

きる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 1 日から 57 年 3 月 1 日まで
年金事務所に標準報酬月額を照会したところ、A社の厚生年金保険被保険者記録において、昭和 54 年 6 月 1 日から 57 年 3 月 1 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が実際の額と大幅に相違していることが判明した。
申立期間当時の代表者との当初の約束により、当時、30 万円の給与を受けていたはずであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入状況及び標準報酬月額の決定に関する書類は現存しておらず、申立期間当時の代表者も他界していることから、申立期間についての詳細は不明であるものの、標準報酬月額の決定の際、申立期間当時は基本給のみを算入し、歩合給等については算入していなかったと思われる旨の回答が得られた。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚のうち、存命中で連絡先が判明した8人に照会したところ、5人から回答が得られたものの、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、上記回答が得られた同僚のうち3人について、自身が証言する給与の手取額より、標準報酬月額が3万円ないし9万円下回っていることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は無く、不自然な点はない。

このほか、申立人は申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において、その主張

する標準報酬に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる
関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、
申立人が主張する準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与
から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 821

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 県 B 市にあった C 社に勤務していた昭和 36 年 5 月 1 日から 38 年 5 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

同僚には加入記録があるのに、私に記録が無いのは、事業所又は社会保険事務所が事務処理を誤ったことが原因ではないかと考えられるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に C 社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

一方、C 社は昭和 39 年 3 月 10 日に全喪しており、申立期間当時の事業主やその家族の連絡先が不明であるため、申立人に係る厚生年金保険の適用について具体的な証言を得ることができない。

また、申立人は、同僚に加入記録があり、自身に記録が無いのは事業所又は社会保険事務所が事務処理を誤ったためであると主張しているものの、申立人が名前を挙げた同僚 8 人のうち、4 人については、連絡先を特定することができないため、申立人に係る厚生年金保険の適用について具体的な証言を得ることができない上、3 人については、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらない。

さらに、申立期間当時、事務を担当していた者からは、社会保険担当者が、事業主に対し、従業員全員を社会保険に加入させるべきであると進言していたことを記憶している旨の証言が得られことから、当時、C 社では、必ずしも、従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

加えて、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）C支店に勤務していた昭和 34 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、申立期間中、A社C支店において、営業教育を受けながら社員として勤務しており、当該事業所の給与明細書に健康保険料及び厚生年金保険料の控除について記載があったことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社C支店に勤務していた同僚5人に照会したところ、4人から回答が得られ、そのうちの2人は、申立人が、当時、同事業所に勤務していた旨を証言していることから、申立人が、当時、同事業所に勤務していたことが推認できる。

一方、申立人のA社C支店における同僚調査において、そのうちの1人（採用、教育、指導等の担当者）から、申立期間当時、同事業所では、本社採用の職員と支社採用の職員がおり、支社採用の職員のうち、事務系の職員と販売員がいたところ、販売員については社会保険の適用外であった旨のほか、自身も、同社D支社に販売員として採用後1年半ほどは社会保険に未加入であり、本社採用の正規職員に登用されて、初めて、社会保険に加入した旨の証言が得られた。

また、申立期間当時のA社C支店次長から、同社の支社に販売員として採用された者については、採用後、6か月ないし1年は社会保険に未加入であり、その者の営業力、指導力等により正職員に登用するか否かが判断され、正職員に登用されて、初めて、社会保険に加入できた旨の証言が得られた。

さらに、申立人は、申立期間当時、A社C支店において一緒に勤務してい

た同僚を一人も記憶しておらず、また、当時、同事業所において社会保険事務を担当していた者は、既に他界していることから、申立人に係る当時の勤務状況等について確認することができない。

加えて、B社に照会したところ、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出及び申立期間に係る厚生年金保険料の納付の有無については、当時の資料が残存していないため不明である旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。